明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととする件（内閣府二六九）　一
○除籍が滅失した件（法務二七二）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十八条第一項による解散の届出があった件（同二七三）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同二七四）
○政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達に関する協定の附属書ⅡからⅣまでの修正に関する件（外務一五二）
○ナイジェリア連邦共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一五三）
○ウズベキスタン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一五四）
○著作権法第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者の指定の件（文化庁二五）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一一六三～一一七四）　四
○保安林の指定を解除する件（同一一七五）
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一一七六～一一八八）　七
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（国土交通六四二）
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同六四三）
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（防衛九八～一〇一）　八
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同一〇二、一〇三）
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（東北地方整備局一〇三）　九
○利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（関東地方整備局二五六）　一〇
○道路に関する件（中部地方整備局八七、八八）
○道路に関する件（四国地方整備局七六）

〔国会事項〕　一〇

〔人事異動〕

内閣　人事院　法務省　財務省　国税庁　二

〔官庁報告〕

官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令の取消しに係る公示（国土交通省）　二

法務

公証人任免（法務省）　二

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、穴川土地改良区連合役員の退任及び就任、鉱業法第一四二条の規定、建築基準適合判定資格者に対する処分取消関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、再生関係　三

会社その他　三〇

告示

○内閣府告示第二百六十九号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年五月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

都道府県の知事は、内閣府本府所管の補助金等のうち、児童手当等交付金について、次に掲げる事務を行う。

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第五条の規定による交付の申請の受理

二　法第六条第一項の規定による交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等

三　法第八条の規定による決定の通知

四　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知

五　法第十二条の規定による状況報告の受理

六　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知

七　法第十四条の規定による実績報告の受理

八　法第十五条の規定による額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知

九　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知

十　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知

十一　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る返還の命令に係る通知

十二　法第十八条第二項の規定による額の確定に係る返還の命令に係る通知

十三　法第二十三条第一項の規定による立入検査等

○法務省告示第二百七十二号

茨城県北相馬郡利根町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十七年五月十四日

法務大臣　上川　陽子

茨城県北相馬郡東文間村大字中谷五百十四番地

鬼澤　繁蔵